

規約

(株)スマイルキューブ（以下「当社」と称します）では、結婚式・ご結婚披露宴（以下「結婚式等」と称します）のご契約及び結婚式・ご披露宴会場（以下「会場」と称します）のご利用に関して、お客さまと当社との信頼関係を高め、結婚式・披露宴を円滑に行うことを目的として、下記の通り規約を設けてお申込みをお受けいたしております。つきましては、会場のご利用、設営、お支払いなどについて誠に勝手ながら下記の事項をあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 契約の成立

ご婚礼申込書へのお客さま（申込者）の署名及び当社所定のお申込金のお支払いをもって契約は成立します。

2. お申込金

結婚式等のご予約をいただいた場合、お申込み時にお申込金として金 10 万円を申し受けます。

3. 挙式・披露宴時間の設定と時間変更

会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に当社担当係員と打合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。あらかじめ取り決めた結婚式等の時間をお客さまの都合により超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の会場利用時間との関係で、ご利用時間の超過にじられない場合もございます。

4. お支払い

(1) お申込みの際に、お客さまのご要望によりお客さまと当社担当係員で、結婚式等の日時、内容、宿泊、お料理などをご用意させていただく人数（以下「有料人数」と称します）その他結婚式等開催に必要な事項を打合せさせていただき、当社よりお見積り概算額を、前受金として、お客さまにご提示いたします。当社からご提示いたしました合計金額からお申込金を差し引いた金額を、結婚式開催日の 2 日前迄に、当社指定の銀行預金口座へのお振入、または現金、当社指定のオンライン決済にてお支払くださいますようお願い申し上げます。事前のお支払金額から追加費用が発生した場合、結婚式等実施後 7 日以内に、実際のお客さまのご利用金額を確認のうえ、前受金との差額をお客さまにご提示いたしますので、結婚式実施日から 1 0 日以内に銀行振入、または現金、当社指定のオンライン決済にてお支払いくださいますようお願い申し上げます。

(2) 神話婚挙式プランに含まれます衣裳は提携衣裳店にございます全ての衣裳がプラン金額内対象ではございません。お選び頂きます衣裳により追加金が発生する場合がございますが、追加金や挙式後の会食用など 2 着目以降の衣裳代金につきましては、衣裳店よりお客様へ直接ご請求となります。（一部衣裳店におきましては、衣裳店からではなく神話婚よりご請求させていただく店舗もございます）

5. 人数確定後の変更

有料人数の最終ご注文数は、結婚式等開催日 7 日前までに当社担当係員あてに必ずご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、有料人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに発注その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

6. お客さまによる取消し及び取消し料、日程変更料

お客さまが、既に契約された結婚式等を解約される場合は取消し料を、結婚式等の日時の変更または見積概算額の減少が 5 割を超えるお申込み内容の変更をされた場合は変更料を頂戴いたします。

7. お客さまによる衣裳・美容・撮影等の手配

結婚式に関する衣裳、美容、撮影・余興等につきましては、当社指定の業者をご利用下さい。お客さまのご都合で、当社指定業者以外の業者をご利用になる場合は、結婚式を円滑に行うため、あらかじめ当社担当係員と打合せ・調整をしたうえでお願いいたします。

8. 損害賠償

お客さまは、お客さま本人、お客さまが直接依頼された業者または結婚式にご出席のお客さま、その他お客さまのご関係者さまが、神社、神社備品、幣社提携ホテルの施設、什器備品等を破損・損壊することのないように十分ご注意ください。万一神社、施設、什器備品等に破損・損傷が生じた場合は、お客さまご本人、お客さまが直接依頼された業者または披露宴にご出席のお客さま、その他お客さまのご関係者の方へ速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

9. 禁止事項等

(1) 次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 盲導犬・介助犬・聴導犬以外のペット類の持ち込み
- 大音量を発する物の持ち込み
- 発火または引火性の危険物の持ち込み
- 悪臭を発するものの持ち込み
- 法令または公序良俗に反する行為及び他のお客さまのご迷惑になる言動
- 神社、提携ホテル備品の移動・損傷・汚損
- ご予約時の使用目的以外のご利用
- その他、法令で禁じられている行為

(2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体など、ならびにその構成員）の方々がお申込みまたはご出席される場合は、お申込みに応じられません。また、ご成約後にその事実が判明した場合には、その時点で直ちにご利用をお断りいたします。

1 0. お客さまに対する解約

次の場合、結婚式等を解約させていただきます。

- お客さま、または結婚式にご出席のお客さまが規約 9 条に違反する場合、あるいはその恐れがある場合。
- 規約 4 条による前受金（申込金を差引いたお見積り概算額）が、2 日前までにお振込されない場合。
- 天災その他、当社側の責任に帰することのできない事由により結婚式の使用ができない場合。

なお、上記（2）の場合、結婚式を解約のうえ、お客さまよりのご解約の場合に準ずる額のご負担をご請求させていただく場合がございます。

また、上記の場合の解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1 1. 施設内における事故・盗難

神社・各施設内において、お客さま側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当社の故意または重大な過失を除き、当社側は一切責任を負いませんので十分ご注意下さい。

1 2. お荷物の保管

- お客さまが外部発注された場合、その搬入は、結婚式前日と期日指定させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 社内内での、貴重品やお荷物のお預かりはいたしかねます。

取消し・日程変更 規約

取消し・日程変更日	取消し料（キャンセル料）	日程変更料
申込日より 14 日以内	お申込金 5 万円返金	発注済み商品の実費
申込日より 15 日以降	お申込金 100%（10 万円）、発注済み商品の実費	発注済み商品の実費
挙式日より 3 ヶ月以前	お申込金 100%（10 万円）、発注済み商品の実費	発注済み商品の実費
挙式日より 2 ヶ月～1 ヶ月以前	お申込金 100%（10 万円）、発注済み商品の実費、神話婚プラン代金	変更手数料 3 万円、発注済み商品の実費
挙式日より 30 日～15 日以前	お申込金 100%（10 万円）、発注済み商品の実費、神話婚プラン代金	変更手数料 5 万円、発注済み商品の実費
挙式日より 14 日～当日	お申込金 100%（10 万円）、ご請求費用の全額	変更手数料 10 万円、発注済み商品の実費

* 「発注済み商品の実費」とは印刷済みの招待状や、その他販売した商品に消費税を加えた合計料金を指します。

* 神話婚以外の提携施設（提携衣裳店・提携会場など）につきましては、施設ごとの規約に基づいてのご請求となります。